省　令

○総務省令第六十八号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第四十一条第一項の規定に基づき、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年八月七日

総務大臣　山本　早苗

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の二第二号中「を除く。」の下に「であつて、様式第四の表の一から二十九までに掲げる電気通信役務ごとに次条第二項各号のいずれにも該当する電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供しないもの」を加える。

第六十九条第一項中第三十三号を第三十四号とし、第十九号から第三十二号までを一号ずつ繰り下げ、第十八号の次に次の一号を加える。

十九　法第四十四条の三第二項の届出

第六十九条第二項第一号中「第一項、第二項又は第三項」を「各項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　電気通信回線設備を設置する電気通信事業者であって、この省令の施行の際現にこの省令による改正前の電気通信事業法施行規則第二十七条の二第二号に規定する電気通信設備（この省令による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新規則」という。）第二十七条の二第二号に規定するものを除く。）を設置しているものは、この省令の施行の日から起算して一月以内に、新規則様式第七の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

○財務省令第七十号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十四条の二第二項第二十一号、第六十五条の四第一項第二十一号及び第九十条の十二第一項第四号イ(3)、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第四十条の四並びに租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十二条の八第十八項第一号イ(5)及び第三十九条の五第十九項第一号イ(5)の規定に基づき、租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年八月七日

財務大臣　麻生　太郎

租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令

（租税特別措置法施行規則の一部改正）

第一条　租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条の二第九項第三号中「若しくは第十一号」を「若しくは第十二号」に、「同項第十一号」を「同項第十二号」に改め、同条第二十項中「（以下この項において「換地」という。）」を削る。

第二十二条の五第九項第三号中「若しくは第十一号」を「若しくは第十二号」に、「同項第十一号」を「同項第十二号」に改め、同条第二十項中「（以下この項において「換地」という。）」を削る。

第四十条の四第八項第二号中「（平成十九年経済産業省・国土交通省告示第五号）」を「（平成二十七年経済産業省・国土交通省告示第一号）」に改める。

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成二十三年財務省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第十六条の四第一号中「第十五条第一項第十二号」を「第十五条第一項第十三号」に改める。

（所得税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第三条　所得税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十六年財務省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

別表第六(三)の表の備考2の改正規定中「、同表の備考2(9)を同表の備考2(10)とし」を削る。

附　則

この省令は、平成二十七年八月十日から施行する。